様式第５（第５条及び第７条関係）

登録（登録の更新）申請書

年　月　日

殿

住所
申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名　㊞

産業標準化法第30条第１項及び第２項、第31条第１項並びに第37条第１項から第３項まで（第42条第１項）の規定に基づき、下記のとおり認証機関の登録（登録の更新）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

更新を受けようとする登録の根拠条項		
登録（登録の更新）を受けようとする鉱工業品又はその加工技術の区分	登録区分の名称	
	日本産業規格の番号	
認証の業務を行う区域		
登録（登録の更新）を受けようとする認証機関の連絡先等	法人番号	
	電話番号	
	ホームページアドレス	
認証を行う事務所	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
自ら認証に係る製品試験を行う試験所	試験方法の区分の名称	
	製品試験に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号	
	ふりがな	
	名称	
	ふりがな	
	所在地（郵便番号）	
	電話番号	
	関連する事務所の名称及び所在地	
認証管理責任者	氏名及び役職	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

別紙書類一覧

○鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第５条各号

1　登記事項証明書又はこれに準ずるもの（第１号）

2　認証の業務を行う組織に関する事項（第２号イ）

3　認証の業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項（第２号ロ）

4　職員、認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証の業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（第２号ハ）

5　２から４までに掲げるもののほか認証の業務の実施の方法に関する事項（第２号ニ）

6　認証の業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項（第２号ホ）

7　認証の業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績（第２号ヘ）

8　主要な株主の構成（当該株主が、被認証事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第３号）

9　役員（合名会社、合資会社又は合同会社にあっては、業務を執行する社員）又は事業主の氏名、略歴及び担当する業務の範囲（当該役員又は事業主が被認証事業者の役員又は職員（過去２年間に当該被認証事業者の役員又は職員であった者を含む。）である場合には、その旨を含む。）を記載した書類（第４号）

10　製品試験の業務の概要及び業務の実績（第５号イ）

11　製品試験の業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別（第５号ロ）

12　製品試験の業務を行う施設の概要（第５号ハ）

13　製品試験の業務を行う組織に関する事項（第５号ニ）

14　製品試験の業務の実施の方法に関する事項（第５号ホ）

15　製品試験の業務に従事する者の氏名及び当該者が製品試験の業務又はこれに類似する業務に従事した経験を有する場合は、その実績（第５号ヘ）

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とすること。

２　「更新を受けようとする登録の根拠条項」の欄は、登録の更新の申請である場合に、産業標準化法第30条第１項及び第２項、第31条第１項並びに第37条第１項から第３項までのうち該当するものを記入すること。

３　「日本産業規格の番号」の欄は、鉱工業品又はその加工技術の区分に該当する日本産業規格のうち登録又は登録の更新を受けようとするものを記入すること。また、登録又は登録の更新を受けようとする区分が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。

４　「法人番号」の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号がある場合に記入すること。

５　「ホームページアドレス」の欄は、鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令第14条第２項及び第21条の規定によりインターネットを利用して閲覧に供するために用いるものを記入すること。

６　「認証を行う事務所」の欄は、事務所が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、事務所ごとに中欄に掲げる事項を記載した別紙を添付すること。